

### ベビーシッター派遣事業割引券ご利用案内

認定NPO法人フローレンスは、2019 年度実施事業者である「公益社団法人全国保育サービス協会」のベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者として認定を受けています。

ベビーシッター派遣事業割引券は保育サービスを利用された場合にお子さん一人につき 1 日 1 枚 (2,200 円) ご利用いただけます。

ご利用内容・ご利用手順などは以下のとおりです。

#### ■ ご利用内容

- 月 1 回目の保育にもご利用いただけます。

(前月お支払いの月会費から、割引額の 2,200 円を返金いたします。返金方法は以下参照。)ただし、ひとり親支援プランの方は月会費が 2,200 円未満のため、月 1 回目の保育利用時に利用料が 2,200 円以上にならないとご利用いただけません。

- 月 2 回目以降の保育利用時の保育料が 2,200 円未満の場合、および交通費は対象外です。
- 入会金・更新料・病児保育をご利用しない月の月会費・オプション料・キャンセル料にはご利用いただけません。
- 必要事項の記載、事業所印がない場合はお預かりできません。
- 有効期限が切れている場合はご利用いただけません。
- 月会費のないプランの方は、1 日の保育料が 2,200 円以上の場合にご利用いただけます。

#### ※ベビーシッター派遣事業割引券のご利用にあたりご留意事項

割引券を利用した場合、その割引料は給与所得外の「雑所得」として確定申告の対象となります。

#### ■ ご利用の手順

- ① ご利用いただく割引券は、交付時企業記入欄（事業主名や押印）に記載漏れがないこと
- ② 割引券はお子さん一人につき 1 日 1 枚ご利用いただけます。
- ③ 割引券のご利用は、保育利用日が有効期間内であることを確認してください。
- ④ 割引券は、保育当日に保育者にお渡しください。（できるだけ朝の引き継ぎ時にご用意ください）
- ⑤ 保育者は保育終了時に割引券使用報告用半券（左側半券）と、割引券本券（右側本券）の『♣️利用時ベビーシッター記入欄』に記入します。

- ⑥ 利用者は、『♥利用時労働者（利用者）欄』に記入をおこなってください。
- ⑦ 割引券を切り離して、割引券本券（右側の大きい券）を保育者にお渡しください。保育者が持ち帰ります。

■割引金額の返金方法について

割引金額は、保育利用月の翌月のご請求時にクーポン利用料として反映（控除）いたします。返金額がご請求額を上回る場合は、差額を登録口座へ返金（振込）いたします。

■2019年4月1日より7月31日までの間、割引券を使用せずにベビーシッターサービスを利用した場合における割引券適用については、内閣府の実施要領にしたがって対応いたします。

以上